平成２９年（フ）第１９１７号
名古屋市天白区大坪２丁目301番地の２　やすらぎ荘　109号、従前の住所名古屋市緑区神の倉１丁目331番地
債務者　向山　義乃
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９１８号
名古屋市名東区藤が丘164番地　藤ケ丘団地２棟405号、従前の住所名古屋市西区大金町１丁目61番地　キムラマンション庄内通２Ａ号
債務者　奥田　和弘
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７１６号
北九州市小倉北区大田町12番25号（中谷アパート６号室）
債務者　宮原　孝明
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７２０号
北九州市小倉北区日明４丁目６番30―209号
債務者　古田　愛華
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７５８号
北九州市八幡西区小嶺台１丁目13番19号
債務者　北郷みゆき
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４５３号
愛知県西尾市熊味町西平角87番地　ラ・ヴェールマンション106号室
債務者　岸本　祥孝
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５０７号
愛知県豊田市北一色町山洞773番地36
債務者　山本　里美
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第４号
三重県志摩市阿児町鵜方2269番地９
債務者　山本　桂志
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第１８７４号
埼玉県川口市戸塚５丁目13番７号　ロイヤルレジデンス106号
債務者　小又まゆみ（旧姓磯貝）
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３５５号
埼玉県深谷市上柴町西３丁目17番地13　深谷昭和ビル302号
債務者　池上　愛紀
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６号
山口県宇部市若松町６番33―602号、従前の住所山口県宇部市東藤曲２丁目６番８－３号
債務者　杉本　馨
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１２２号
山口県宇部市大字際波626番地10、従前の住所山口県宇部市西梶返２丁目４番10―308号
債務者　柗尾　葵
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１８号
北海道稚内市港２丁目２番12―201号　マリンパレス96
債務者　飛田　杉弘
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２９年（フ）第１９号
北海道稚内市宝来５丁目４番28号
債務者　柴田　　志
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２９年（フ）第４６５号
静岡県駿東郡長泉町上長窪81番地の１　屋代住宅３棟353号
債務者　和知　恭助
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続終結

平成２９年（フ）第５０号
栃木県宇都宮市鷺の谷町267番地、開始決定時の住所栃木県宇都宮市桜３丁目２番41号　サンクレイドル宇都宮桜ウインフォート1202
破産者　坪山　直樹
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３号
埼玉県草加市吉町３丁目３番55―２―809号
破産者　有限会社パケット
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係